

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号)第8条第1項の規定に基づき、日本司法支援センターの温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約(以下「環境配慮契約」という。)の締結実績を次のとおり公表します。

日本司法支援センターの環境配慮契約の締結状況

(単位:件数)

年度	電気の需給に係る契約 ※ 裾切り方式による入札(注1)を実施したものに限る。		自動車の購入・賃貸借に係る契約 ※ 総合評価落札方式(注2)による入札を実施したものに限る。		建築物設計に係る契約 ※ 環境配慮型プロポーザル方式(注3)を実施したものに限る。	産業廃棄物処理に係る契約 ※ 裾切り方式による入札(注4)を実施したものに限る。		
	高圧・特別高圧	低圧等	購入	賃貸借		収集運搬のみ	処分業のみ	収集運搬及び処分業
令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	0
令和2年度	0	0	0	0	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0	0	0	0	0
平成30年度	0	0	0	0	0	0	0	0

(注1) 当該入札の申込者のうち、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況及び再生可能エネルギーの導入状況に係る数値をそれぞれ点数化し、その合計が基準以上である者の中から、最低の価格をもって申込みした者を落札者とするもの。

(注2) 入札価格に係る評価点のほかに、価格以外の要素として二酸化炭素排出量の削減を評価の対象に加えることで品質を総合的に評価し、技術と価格の両面を評価した結果として最も優れた者を落札者とするもの。

(注3) 建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務の発注に当たって、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、総合的に最も優れた者を特定するもの。

(注4) 当該入札の申込者のうち、環境配慮への取組状況及び優良基準への適合状況に係る数値をそれぞれ点数化し、その合計が基準以上である者の中から、最低の価格をもって申込みした者を落札者とするもの。